

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号

世紀東急工業株式会社

取締役社長 佐藤 俊 昭

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる平成26年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役7名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類に記載された連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載することによりご提供しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日本銀行の政策効果等により円安・株高傾向が続くなか、企業収益や景況感の改善が進み、設備投資や雇用環境にも持ち直しの動きが見られるなど、総じて緩やかな回復基調となりました。

道路建設業界におきましても、緊急経済対策関連事業の執行等により公共工事の発注は堅調に推移いたしました。建設需要の増加に伴い資機材や技能労働者の不足感が高まるなか、円安による影響と相俟ってコスト上昇圧力も一段と強まるなど、依然として予断を許さない事業環境が続きました。

このような状況のなか、当社グループでは、平成25年7月に福島県内において新たにアスファルト合材工場を稼働させるなど、引き続き、社会資本整備の一端を担う企業グループとして、事業活動を通じた震災の復旧・復興支援に尽力するとともに、最終年度を迎えた「中期3ヶ年経営計画」(平成23年4月1日～平成26年3月31日)に基づき、収益の源泉となる工事受注の確保や舗装資材の販売促進、収益構造の改善に全力を挙げて取り組み、利益の確保に努めてまいりました。

その結果、当社グループの業績につきましては、受注高(製品売上高および不動産事業等売上高を含む)は778億18百万円(前連結会計年度比12.9%増)、売上高は761億88百万円(同0.8%増)、経常利益は47億30百万円(同33.2%増)となり、また、補助金収入など特別利益2億33百万円を計上する一方、減損損失など特別損失11億10百万円を計上した結果、当期純利益は37億93百万円(同2.4%増)となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

「建設事業」

建設事業におきましては、各支店において事業所の再編を行うなど、地域の需要動向に応じた営業・施工体制の整備拡充を継続して進めるとともに、技術提案力の向上や環境関連技術をはじめとする差別化商品の営業展開、さらには原価低減や利益の逸失防止に向けた諸施策に全社を挙げて取り組み、収益の確保を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は550億75百万円(前連結会計年度比16.2%増)、完成工事高は534億46百万円(同1.2%減)、営業利益は30億65百万円(同40.2%増)となり、完成工事高は大型工事が相次いで完成した前連結会計年度との比較では減少したものの、利益面では前年を上回る成績となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は、次のとおりであります。

(主要受注工事)

発注者	工事名	工事場所
防衛省北海道防衛局	千歳(25)誘導路等整備土木工事	北海道
国土交通省東北地方整備局	矢本地区改良舗装工事	宮城県
国土交通省関東地方整備局	東京国際空港C滑走路舗装改良等工事	東京都
国土交通省関東地方整備局	旭町地区舗装工事	神奈川県
国土交通省北陸地方整備局	上新B P岡原(二期線)舗装工事	新潟県
中日本高速道路株式会社	中央自動車道大月管内舗装補修工事(平成25年度)	山梨県
中日本高速道路株式会社	中央自動車道多治見管内舗装補修工事(H24年度)	岐阜県
中日本高速道路株式会社	新東名高速道路新城舗装工事	愛知県
国土交通省中部地方整備局	平成25年度23号稲生(下り)舗装工事	三重県
西日本高速道路株式会社	名神高速道路京都高速道路事務所管内舗装補修工事	京都府

(主要完成工事)

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	国道45号尾肝要道路舗装工事	岩手県
東日本高速道路株式会社	東関東自動車道谷津船橋インターチェンジ舗装工事	千葉県
国土交通省関東地方整備局	H25管内交通安全施設整備工事	東京都
国土交通省関東地方整備局	20号八王子市大和田町電線共同溝他工事	東京都
首都高速道路株式会社	(修)舗装改修工事24-1-1	東京都
国土交通省関東地方整備局	大師河原地区舗装その他工事	神奈川県
中日本高速道路株式会社	東名高速道路(改築)社家地区側道整備工事	神奈川県
西日本高速道路株式会社	名神高速道路茨木管理事務所管内舗装補修工事	滋賀県
阪神高速道路株式会社	淀川左岸線舗装工事	大阪府
阪神高速道路株式会社	三宝第1工区舗装工事	大阪府

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、引き続き製造数量の確保や販売価格の見直しに注力し収益拡大に努めるとともに、アスファルトプラントの新設や設備更新を計画的に進めるなど、製造効率の向上や環境負荷の低減、将来を見据えた事業基盤の強化にも継続して取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は328億31百万円(前連結会計年度比9.3%増)、営業利益は36億61百万円(同7.4%増)となりました。

「不動産事業等」

当社グループでは、建設事業および舗装資材製造販売事業のほか、不動産事業等を営んでおり、その他の事業における売上高は5億73百万円(前連結会計年度比2.2%増)、営業利益は80百万円(同8.5%減)となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は765億42百万円（前年同期比13.0%増）、売上高は748億60百万円（同0.5%増）、経常利益は45億18百万円（同34.9%増）、当期純利益は36億71百万円（同3.2%増）となりました。

なお、当事業年度中において、株主還元策の一環として、潜在株式による普通株式の希薄化リスク軽減を目的に、総額10億50百万円の自己株式（A種優先株式2,000,000株）の取得を実施する一方、平成26年3月には、普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことにより、残余のA種優先株式全株（1,500,000株）を取得し、そのすべてを消却いたしました。

また、剰余金の配当につきましては、平成7年3月期の中間配当を最後に見送ってまいりましたが、課題であった優先株式の処理がすべて完了したことに加え、収益力と財務基盤の強化が順調に進捗している状況等を総合的に勘案した結果、配当再開の環境が整ったものと判断し、1株につき3円（普通配当2円、特別配当1円）の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

株主の皆様には長年にわたり多大なるご心配をおかけしてまいりましたが、これまでのご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「当社における部門別受注高、売上高および繰越高」

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
工 事 部 門	アスファルト舗装	12,970	41,229	40,863	13,336
	コンクリート舗装	2,012	735	2,235	512
	土 木 工 事 等	2,622	12,083	9,267	5,439
	計	17,606	54,048	52,366	19,288
製 品 部 門 等	—	22,494	22,494	—	
合 計	17,606	76,542	74,860	19,288	

(2) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、各種の政策効果を下支えとして、引き続き回復に向かうことが期待されるものの、消費税率引き上げによる影響や海外経済の動向に対する警戒感から、企業や消費者のマインドが悪化に転じるなど、景気の先行きには慎重な見方が広がっております。

道路建設業界におきましても、震災からの復興事業や国土強靱化計画、東京五輪開催に向けたインフラ整備等により、ここ数年は底堅い需要が見込まれておりますが、一方では、資機材や技能労働者等の需給逼迫、建設コストの上昇をはじめ多くの懸念材料が存在しており、また、国・地方の財政状況等から長期的には公共事業費の漸減傾向が想定されるなか、将来にわたり、安定的・継続的に収益を確保していくためには、事業環境の変化に対する十分な備えと迅速かつ確かな対応が必要不可欠であると認識しております。

このような状況のなか、当社グループでは、これまでの“再生”から“成長”へと転換を図るべく、本年5月、新たな「中期3ヶ年（2014.4～2017.3）経営計画」を策定いたしました。本計画は、これまで実行してきた収益力の向上と財務体質改善に向けた取り組みをさらに深化させるとともに、事業領域や商圏の拡大、経営資源の“質”“量”の充実など、数年先、そしてその先の将来を見据えた体制の整備・拡充を、より積極的に推進することを骨子としており、当社グループは、本計画に基づく諸施策を着実に実践することにより、「成長基盤の構築に向けた事業構造の改革と経営基盤のさらなる強化」に努め、ステークホルダーの皆様から「選ばれ続ける企業へ」の変革を推し進めてまいります。

また、社会資本整備の一端を担う企業グループとして、引き続き震災からの復興支援に尽力することはもとより、安全・品質の確保や環境保全、コンプライアンスに対する取り組みをより一層強化するなど、「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」としての責務を誠実に果たし、社会からの信頼に応え、企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は12億38百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「舗装資材製造販売事業」

当 社 南相馬合材工場 アスファルトプラント設置

(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第62期 (平成23年3月期)	第63期 (平成24年3月期)	第64期 (平成25年3月期)	第65期(当連結会計年度) (平成26年3月期)
受 注 高	61,010百万円	70,329百万円	68,900百万円	77,818百万円
売 上 高	59,365百万円	64,818百万円	75,602百万円	76,188百万円
経 常 利 益	1,943百万円	2,178百万円	3,551百万円	4,730百万円
当 期 純 利 益	1,715百万円	1,886百万円	3,705百万円	3,793百万円
1株当たり当期純利益	11円85銭	10円54銭	19円36銭	20円02銭
総 資 産	47,339百万円	49,597百万円	48,106百万円	50,809百万円
純 資 産	8,544百万円	8,801百万円	11,344百万円	12,791百万円

- (注) 1. 第62期においては、市場縮小による影響に加え、前期からの繰越工事高の減少や、東日本大震災の影響により一部地域で工事の発注・施工が停止したことなどにより、減収減益を余儀なくされました。
2. 第63期においては、地域的偏りは大きいものの公共建設投資が堅調に推移したことに加え、中期3ヶ年経営計画における各種施策の効果が徐々に顕在化し、増収増益を確保いたしました。
3. 第64期においては、受注高は前年の実績をわずかに下回りましたものの、前期からの繰越工事の大幅な増加や、大型工事の相次ぐ完成などにより、前年に続き増収増益となりました。
4. 第65期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
新世紀工業株式会社	49	100.00	舗装用資材の製造販売
エスティ建材株式会社	35	100.00	産業廃棄物の処理
エス・ティ・サービス株式会社	50	100.00	自動車等の販売および賃貸

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含め5社であります。

(7) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-24) 第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(2) 第83097号」として東京都知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本店：東京都港区芝公園二丁目9番3号
支店：北海道支店(北海道) 関東支店(東京都)
東北支店(宮城県) 北関東支店(埼玉県)
北陸支店(新潟県) 東関東支店(千葉県)
名古屋支店(愛知県) 東京支店(東京都)
関西支店(大阪府) 横浜支店(神奈川県)
中国支店(広島県) 関東製販事業部(東京都)
九州支店(福岡県)

営業所等：(66ヵ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(7ヵ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(48ヵ所)

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社 (奈良県)

エスティ建材株式会社 (福岡県)

エス・ティ・サービス株式会社 (東京都)

(9) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
792名	5名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
777名	4名減	43.1歳	18.3年

(10) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,350
株式会社みずほ銀行	1,282
株式会社三井住友銀行	1,116
三菱UFJ信託銀行株式会社	437

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	487,600,000株
普通株式	481,600,000株
A種優先株式	6,000,000株

(2) 発行済株式の総数	202,072,037株
普通株式	202,072,037株

- (注) 1. 当事業年度中において、当社定款に定める金銭を対価とする取得条項に基づき、A種優先株式2,000,000株を取得いたしました。
2. 当事業年度中において、当社定款に定める普通株式を対価とする取得請求権行使に伴い、A種優先株式1,500,000株を取得し、普通株式15,000,000株を発行いたしました。これにより、発行済株式の総数は15,000,000株増加いたしました。
3. 当事業年度中の取得により自己株式となりましたA種優先株式3,500,000株は、すべて消却いたしました。これにより、発行済株式の総数は3,500,000株減少いたしました。

(3) 株主数	
普通株式	12,174名（前事業年度末比 1,460名増）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
東急建設株式会社	44,659	22.12
日本証券金融株式会社	9,340	4.63
東京急行電鉄株式会社	7,669	3.80
山内正義	5,582	2.77
三菱商事株式会社	3,000	1.49
株式会社SBI証券	2,879	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,722	1.35
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	2,420	1.20
松井証券株式会社	2,133	1.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,919	0.95

- (注) 1. 持株比率につきましては、自己株式（220,163株）を控除して算出しております。
2. 当事業年度末における発行済株式は、すべて普通株式であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 俊 昭	社長執行役員
取締役相談役	小寺 浩	
取 締 役	齋藤 一 彦	専務執行役員 事業推進本部長
取 締 役	古川 司	執行役員 管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	佐々木 正 博	執行役員 事業推進本部副本部長兼製品事業部長
取 締 役	平本 公 男	執行役員 事業推進本部副本部長兼工務部長
取 締 役	飯塚 恒 生	東急建設株式会社代表取締役社長
取 締 役	濱 名 節	東京急行電鉄株式会社執行役員
常勤監査役	高田 周 治	
常勤監査役	菊 地 隆	
監 査 役	岩 田 哲 夫	東京急行電鉄株式会社常勤監査役（社外監査役） 東急建設株式会社監査役（社外監査役）
監 査 役	金 井 健 至	東急建設株式会社常勤監査役
監 査 役	前 野 淳 禎	東急建設株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役 飯塚恒生、濱名 節の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩田哲夫、金井健至、前野淳禎の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高田周治氏は、東急建設株式会社において長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成25年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役 大島俊昭氏は任期満了により退任いたしました。
5. 平成25年6月27日開催の第64回定時株主総会において、濱名 節氏は取締役新たに選任され就任いたしました。
6. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
- (1) 東急建設株式会社は、平成26年3月31日現在、当社の普通株式を44,659千株保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
- (2) 東京急行電鉄株式会社は、平成26年3月31日現在、当社の普通株式を7,669千株保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
7. 平成26年4月1日付をもって、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

氏 名	地 位	担 当
齋藤 一 彦	代表取締役	専務執行役員 事業推進本部長
古川 司	取 締 役	常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長
佐々木 正 博	取 締 役	常務執行役員 事業推進本部副本部長兼製品事業部長
平本 公 男	取 締 役	常務執行役員 事業推進本部副本部長兼工務部長

8. 当社は取締役 濱名 節、監査役 岩田哲夫の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は執行役員制度を導入いたしております。なお、平成26年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は、大島好人、平 喜一、打越 誠、東 茂人、清水俊介、洲上 彰恭、山田正人、岩崎 力の8名であります。

(2) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	6名	97百万円	(うち社外取締役 一名 一百万円)
監 査 役	2名	20百万円	(うち社外監査役 一名 一百万円)
合 計	8名	117百万円	(うち社外役員 一名 一百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役5名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役2名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)がそれぞれ在任していることによるものであります。
2. 平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会	監査役会
取 締 役	飯 塚 恒 生	13回出席／13回開催	—
取 締 役	濱 名 節	9回出席／10回開催	—
監 査 役	岩 田 哲 夫	12回出席／13回開催	4回出席／5回開催
監 査 役	金 井 健 至	13回出席／13回開催	5回出席／5回開催
監 査 役	前 野 淳 楨	13回出席／13回開催	5回出席／5回開催

- (注) 取締役 濱名 節氏につきましては、平成25年6月27日開催の第64回定時株主総会において選任され就任した後に開催された取締役会の出席状況を記載いたしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

51百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令順守はもとより企業倫理や環境問題等をはじめとする社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を策定し、その周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを行う。
 - ②法令等順守に係る問題を一元的に管理するコンプライアンス担当部門を設置するとともに、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、法令等順守の体制を構築する。
 - ③コンプライアンス担当部門にコンプライアンス相談窓口を設置し、法令等に違反する行為に関する相談または通報を、当社およびグループ会社の従業員等から直接受け付け、違反行為の未然防止、早期発見と是正を図る。なお、相談または通報された内容および調査結果等については、経営会議および取締役会に報告する。
 - ④市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当要求に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ⑤内部監査部門は、法令等順守状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書ならびにその他の情報は、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスクの顕在化の防止およびリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることを目的として、社内規程を整備し、リスク管理体制等、リスク管理に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ②大規模災害等による被害や損失の最小化を図るため、事業継続計画を策定し、緊急事態発生時の対応等に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ③内部監査部門は、リスク管理状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、また、取締役会において各執行役員の業務分担を決議するとともに、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を整備することにより、権限と責任の所在を明確にする。
 - ② 代表取締役社長の諮問機関として、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について審議および報告することにより、迅速かつ慎重な意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督する。
 - ③ 中期または各年度の事業計画を策定するとともに、経営会議および取締役会において、定期的に各事業部門における進捗状況を確認、評価し、また必要に応じて見直しを行う。
 - ④ 重要な情報が識別され、適切に経営層に報告されるための、また、指示事項が組織全体に確実に伝達されるための仕組みを整備・運用する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」等に基づき、コンプライアンスを含めたCSR活動を一体的に推進するとともに、ブランド価値の維持・向上に努める。
 - ② 財務報告の適正性を確保するため、当社およびグループ会社を対象とした内部統制システムを整備・運用する。なお、当社およびグループ会社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のためにきわめて重要であることを認識するとともに、全役職員に対し、あらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
 - ③ グループ会社の業務運営に対し、定期的に所管部門によるモニタリングを実施する。また、内部監査部門は、グループ会社に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助すべく、コンプライアンス担当部門の所属員は、必要に応じ、監査役の指示に基づきその職務を行うこととする。また、当該所属員の異動については、あらかじめ監査役に報告し、その意見を徴することとする。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①重要な意思決定の過程ならびに業務の執行状況の把握に資するため、取締役会およびその他重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保する。また、重要リスクについて監査役に報告するとともに、リスク管理の状況について監査役と協議することとする。
 - ②代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を行い、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題等について意見および情報を交換する。
 - ③監査役が実施するヒアリングおよび往査において、各部門長ならびにグループ会社代表者は、監査役の要請に応じ、必要な報告・情報を提供するとともに、必要に応じて意見の交換を行う。
 - ④内部監査に関し、適宜、監査結果の報告等を行い、監査役と内部監査部門との緊密な連携を保つこととする。
 - ⑤監査役と会計監査人は、定期的な連絡会等を行い、会計監査の実施状況等について意見および情報を交換する。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,471	流動負債	29,138
現金預金	5,041	支払手形・工事未払金等	23,216
受取手形・完成工事未収入金等	21,595	短期借入金	1,008
未成工事支出金	4,424	未払法人税等	341
材料貯蔵品	353	未成工事受入金	2,572
短期貸付金	10	完成工事補償引当金	132
繰延税金資産	554	工事損失引当金	290
その他	3,532	賞与引当金	897
貸倒引当金	△41	その他	679
固定資産	15,338	固定負債	8,879
有形固定資産	14,335	長期借入金	3,500
建物・構築物	1,555	退職給付に係る負債	5,294
機械・運搬具・工具器具備品	2,301	その他	85
土地	10,468	負債合計	38,018
建設仮勘定	9	(純資産の部)	
無形固定資産	127	株主資本	14,068
投資その他の資産	875	資本金	2,000
投資有価証券	262	資本剰余金	500
破産更生債権等	702	利益剰余金	11,589
繰延税金資産	186	自己株式	△21
その他	406	その他の包括利益累計額	△1,277
貸倒引当金	△683	その他有価証券評価差額金	19
資産合計	50,809	退職給付に係る調整累計額	△1,296
		純資産合計	12,791
		負債純資産合計	50,809

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		
完 成 工 事 高	53,446	
製 品 売 上 高	22,637	
不 動 産 事 業 等 売 上 高	104	76,188
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	49,257	
製 品 売 上 原 価	18,665	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	81	68,004
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	4,188	
製 品 売 上 総 利 益	3,972	
不 動 産 事 業 等 総 利 益	23	8,184
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,405
営 業 外 利 益		4,779
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	12	
土 地 賃 貸 料	17	
仕 入 の 割 引 他	5	
営 業 外 費 用	15	52
支 払 利 息	49	
支 払 保 証 料	17	
手 形 流 動 化 手 数 料	13	
そ の 他	20	101
経 常 利 益		4,730
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8	
受 取 補 償 金	51	
補 助 金 収 入	173	233
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	35	
固 定 資 産 除 却 損	28	
減 損 損 失	1,046	1,110
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,852
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	400	
法 人 税 等 調 整 額	△341	59
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,793
当 期 純 利 益		3,793

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,000	500	8,846	△20	11,326
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益			3,793		3,793
自己株式の取得				△1,051	△1,051
自己株式の消却			△1,050	1,050	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,743	△1	2,742
当 期 末 残 高	2,000	500	11,589	△21	14,068

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	18	—	18	11,344
連結会計年度中の変動額				
当 期 純 利 益				3,793
自己株式の取得				△1,051
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	1	△1,296	△1,295	△1,295
連結会計年度中の変動額合計	1	△1,296	△1,295	1,446
当 期 末 残 高	19	△1,296	△1,277	12,791

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,353	流動負債	29,479
現金預金	4,991	支払手形	9,444
受取手形	856	工事未払金	8,799
完成工事未収入金	12,862	買掛金	4,835
売掛金	7,773	短期借入金	1,631
販売用不動産	1	未払法人税等	328
未成工事支出金	4,405	未成工事受入金	2,493
材料貯蔵品	352	完成工事補償引当金	132
短期貸付金	30	工事損失引当金	290
繰延税金資産	534	賞与引当金	876
未収入金	1,595	営業外支払手形	152
信託受益権	1,097	その他	495
ファクタリング債権	776	固定負債	7,578
その他	119	長期借入金	3,500
貸倒引当金	△43	退職給付引当金	3,992
固定資産	14,988	その他	85
有形固定資産	13,828	負債合計	37,057
建物・構築物	1,555	(純資産の部)	
機械・運搬具	1,716	株主資本	13,265
工具器具・備品	110	資本金	2,000
土地	10,436	資本剰余金	500
建設仮勘定	9	資本準備金	500
無形固定資産	77	利益剰余金	10,787
投資その他の資産	1,083	その他利益剰余金	10,787
投資有価証券	254	繰越利益剰余金	10,787
関係会社株式	163	自己株式	△21
長期貸付金	65	評価・換算差額等	19
破産更生債権等	702	その他有価証券評価差額金	19
繰延税金資産	186	純資産合計	13,284
その他	485	負債純資産合計	50,342
貸倒引当金	△775		
資産合計	50,342		

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高	52,366	
完 成 工 事 高	22,494	74,860
製 品 売 上 高		
売 上 原 価	48,449	
完 成 工 事 原 価	18,552	67,002
製 品 売 上 原 価		
売 上 総 利 益	3,916	
完 成 工 事 総 利 益	3,941	7,858
製 品 売 上 総 利 益		
販売費及び一般管理費		3,300
営 業 利 益		4,558
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	6	
土 地 賃 貸 料	17	
業 務 委 託 料	6	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6	
そ の 他	22	60
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49	
支 払 保 証 料	17	
手 形 流 動 化 手 数 料	13	
そ の 他	20	100
経 常 利 益		4,518
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8	
受 取 補 償 金	51	
補 助 金 収 入	173	233
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	35	
固 定 資 産 除 却 損	28	
減 損 損 失	1,046	1,110
税 引 前 当 期 純 利 益		3,641
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	315	
法 人 税 等 調 整 額	△346	△30
当 期 純 利 益		3,671

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	2,000	500	500	8,165	8,165
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益				3,671	3,671
自己株式の取得					
自己株式の消却				△1,050	△1,050
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,621	2,621
当 期 末 残 高	2,000	500	500	10,787	10,787

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△20	10,644	18	18	10,662
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益		3,671			3,671
自己株式の取得	△1,051	△1,051			△1,051
自己株式の消却	1,050	—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1	1	1
事業年度中の変動額合計	△1	2,620	1	1	2,621
当 期 末 残 高	△21	13,265	19	19	13,284

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月26日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井克之 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片桐春美 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月26日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 井 克 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片 桐 春 美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月28日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	高 田 周 治	Ⓔ
常勤監査役	菊 地 隆	Ⓔ
社外監査役	岩 田 哲 夫	Ⓔ
社外監査役	金 井 健 至	Ⓔ
社外監査役	前 野 淳 禎	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長に向けた経営基盤の強化を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的、継続的な株主還元を努めることを基本方針としております。

当社の配当につきましては、誠に遺憾ながら平成7年3月期の中間配当を最後に、見送りを余儀なくされてまいりましたが、平成26年3月期に優先株式の処理が完了したこと、また、収益力と財務基盤の強化が順調に進捗している状況等から、復配に向けた環境が整ったものと判断し、当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金3円（普通配当2円、特別配当1円）

総額 605,555,622円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を100株に変更するため、第3号議案「定款一部変更の件」において、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）をお諮りいたしますが、これにあわせ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上、50万円未満）を勘案し、普通株式の併合（5株を1株に併合）を行うものであります。

また、平成17年9月以降の資本再構築の過程において当社の発行済普通株式数は大幅に増加いたしました。このたびの株式併合により、株主還元への機動性が高まるとともに、時価総額に対して発行済株式総数が多いという状況が解消され、株主、投資家の皆様に、様々な指標を通じ、会社の現況について、より理解を深めていただけるものと考えております。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成26年10月1日

4. その他

本議案にかかる株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

[変更案1]

当社は、平成26年3月31日付をもちまして、発行済でありましたA種優先株式の全株式を消却いたしましたので、A種優先株式および種類株主総会の関連規定をすべて削除するとともに、発行可能株式総数を600万株減ずることといたしたく、現行定款第2章の2、第12条の2および第18条の2を削除するほか、現行定款第6条および第8条について所要の変更を行うものであります。

[変更案2]

- (1) 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、今般、当社普通株式の単元株式数を100株に変更するため、[変更案1]に基づく変更後の定款第8条について所要の変更を行うものであります。

- (2) 第2号議案による株式併合に伴い、発行済株式総数が大幅に減少する予定であることから、今後の資金調達における機動性を損なわない範囲で発行可能株式総数を適正な水準に減じるため、[変更案1]に基づく変更後の定款第6条について所要の変更を行うものであります。
- (3) [変更案2]の変更につきましては、第2号議案にかかる株式併合の効力発生を条件とし、当該株式併合の効力発生日（平成26年10月1日予定）に、その効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更のない条文につきましては、記載を省略いたしております。

[変更案1] 本総会における承認可決を条件として、変更となるものであります。
(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款		変 更 案 1	
第6条	当社の発行可能株式総数は4億8,760万株とし、このうち4億8,160万株は普通株式、600万株はA種優先株式とする。	第6条	当社の発行可能株式総数は4億8,160万株とする。
第8条	当社の単元株式数は <u>全ての種類</u> の株式につき1,000株とする。	第8条	当社の単元株式数は1,000株とする。
	第2章の2 優先株式		(削 除)
第12条の2	当社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。		(削 除)
1.	当社の残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円を支払う。		(削 除)
(2)	A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。		(削 除)
2.	A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。		(削 除)
3.	当社は、法令で定める分配可能額(以下「分配可能額」という)の範囲で、平成20年10月1日以降、いつでも、法令の手続に従いA種優先株式を買い受けることができる。		(削 除)
(2)	当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、A種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議による。		
(3)	買受価額または前号の取得の対価は、A種優先株式1株につきその払込金額に100分の105を乗じた金額とする。		

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>4. A種優先株主は、平成18年7月1日以降平成28年7月31日までの間において、毎年7月1日から7月31日までの間（以下「償還可能期間」という）、各償還可能期間開始時点の最終事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」（以下『「分配可能額」』という）から2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部の償還（次号に定める償還価額の交付と引換に当該株式を取得することをいう）を請求することができる。ただし、「分配可能額」は最終事業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を「分配可能額」から控除した金額とする。</p> <p>(2) 償還価額は、A種優先株式1株につき525円とする。</p> <p>5. A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、その有するA種優先株式の普通株式への転換（A種優先株式を取得し、その対価として当該決議で定める転換により発行すべき数の普通株式を交付することをいう。以下、本条において同じ）を請求することができる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、その端数に相当する金銭の交付は行わない。</p> <p>6. 当会社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下、「強制転換基準日」という）をもって取得し、その対価としてA種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く。以下、「強制転換価額」という）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>この場合、強制転換価額が（ア）<u>A種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るとき、または（イ）当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を（ア）の場合当該上限転換価額で、（イ）の場合当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p>7. 当会社は、法令に定める場合を除き、<u>A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p>(2) 当会社は、<u>株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、A種優先株主にはA種優先株式の募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>第18条の2 <u>第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

[変更案2] 本総会の第2号議案にかかる株式併合の効力発生を条件とし、当該株式併合の効力発生日（平成26年10月1日予定）に、変更の効力を生じるものであります。

（下線部分は変更箇所）

変 更 案 1	変 更 案 2
<p>第6条 当会社の発行可能株式総数は4億8,160万株とする。</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は1,000株とする。</p>	<p>第6条 当会社の発行可能株式総数は1億5,000万株とする。</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は100株とする。</p>

第4号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、今回の定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式の数
1	さとう としあき 佐藤 俊昭 (昭和25年5月13日生)	昭和49年4月 東急道路㈱入社 平成10年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社取締役社長（現） 平成24年4月 当社社長執行役員（現）	株 19,000
2	さいとう かずひこ 齋藤 一彦 (昭和26年10月31日生)	昭和49年4月 東急道路㈱入社 平成19年6月 当社事業推進本部事業推進部長 平成21年6月 当社取締役（現） 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員（現） 平成24年4月 当社事業推進本部長（現）	15,000
3	ふるかわ つかさ 古川 司 (昭和33年2月7日生)	昭和55年4月 東急道路㈱入社 平成20年4月 当社財務部長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社管理本部長兼経営企画部長（現） 平成24年6月 当社取締役（現） 平成26年4月 当社常務執行役員（現）	13,000
4	ささき まさひろ 佐々木 正博 (昭和33年11月1日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社事業推進本部製品事業部長（現） 平成24年4月 当社事業推進本部副本部長（現） 平成24年6月 当社取締役（現） 平成26年4月 当社常務執行役員（現）	4,000
5	ひらもと きみお 平本 公男 (昭和30年4月20日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年10月 当社事業推進本部工務部長（現） 平成24年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社事業推進本部副本部長（現） 平成24年6月 当社取締役（現） 平成26年4月 当社常務執行役員（現）	33,050

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式の数
6	いづか つねお 飯塚 恒 生 (昭和23年8月5日生)	昭和46年4月 東急建設㈱入社 平成16年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成21年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成22年4月 同社取締役社長(現) 平成22年6月 当社取締役(現) [重要な兼職の状況] 東急建設㈱代表取締役社長	株 0
7	はまな せつ 濱 名 節 (昭和35年7月25日生)	昭和58年4月 東京急行電鉄㈱入社 平成23年4月 同社都市生活創造本部ビル事業部長 平成23年4月 同社執行役員(現) 平成24年4月 同社都市開発事業本部ビル事業部長(現) 平成25年6月 当社取締役(現) [重要な兼職の状況] 東京急行電鉄㈱執行役員	0

- (注) 1. 取締役候補者飯塚恒生氏は、東急建設㈱の代表取締役社長を兼務しており、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。
- なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯塚恒生、濱名 節の両氏は社外取締役候補者であります。
- なお、社外取締役候補者の選任理由等については、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由について
- ① 飯塚恒生氏は、当社の主要株主である東急建設㈱の代表取締役社長であり、建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、東急建設㈱と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在しておりません。平成26年3月期における当社の総売上高に占める同社に対する売上高の割合は3%未満であります。
- ② 濱名 節氏は、東京急行電鉄㈱において、都市開発事業をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、東京急行電鉄㈱と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在しておりません。平成26年3月期における当社の総売上高に占める同社に対する売上高の割合は1%未満であります。
- (2) 当社の社外取締役に就任してから年数
今回の定時株主総会終結の時をもって、飯塚恒生氏の社外取締役在任期間は4年、濱名節氏の社外取締役在任期間は1年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、飯塚恒生、濱名 節の両氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
- (4) 当社は、濱名 節氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 高田周治氏は、今回の定時株主総会終結の時をもって辞任されることになりましたので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。また、本総会において選任された監査役の任期は、当社現行定款第32条第2項の定めに従い、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式の数
すざき たかし 鈴木高志 (昭和25年9月4日生)	昭和49年4月 東急建設㈱入社 平成20年4月 同社営業総本部土木営業本部副本部長 平成22年4月 同社土木総本部副総本部長 平成23年3月 同社東日本支店副支店長 平成24年4月 同社営業総本部副総本部長 平成25年4月 同社土木本部付(現)	株 0

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 鈴木高志氏は社外監査役候補者であります。

なお、社外監査役候補者の選任理由等については、次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由について

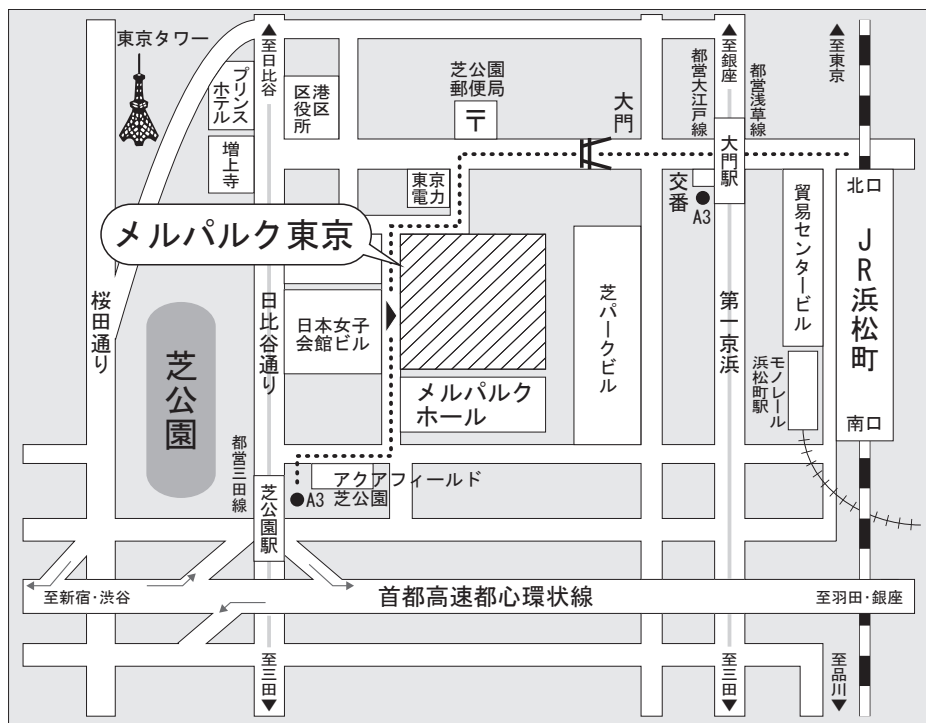
鈴木高志氏は、当社の主要株主である東急建設㈱において、土木総本部副総本部長をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な知識、経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、東急建設㈱と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在していません。平成26年3月期における当社の総売上高に占める同社に対する売上高の割合は3%未満であります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

鈴木高志氏の選任についてご承認をいただいた場合、当社は同氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

■株主総会会場ご案内図



メルパルク東京 4階 孔雀

東京都港区芝公園二丁目5番20号

交通のご案内

- JR・モノレール 浜松町駅（北口）から徒歩約8分
- 都営地下鉄三田線 芝公園駅（A3出口）から徒歩約2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅（A3出口）から徒歩約4分

お願い：お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。